

議案第68号

飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正

飛驒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飛驒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則に次の1項を加える。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 略</p> <hr/>	<p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運</u></p>

第8条～第13条 略

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第8条～第13条 略

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

第15条～第23条 略

附 則

1～3 略

3 略

第15条～第23条 略

附 則

1～3 略

(安全計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令（令和4年厚生労働省令第159号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
制定改廃の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>(1) 安全計画の策定等</p> <p>利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）ごとに、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童クラブでの生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童クラブにおける安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第7条の2関係）</p> <p>(2) 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、利用者の所在を確認しなければならないよう規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第7条の3関係）</p> <p>(3) 業務継続計画の策定等</p> <p>放課後児童クラブごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じなければならないよう規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第13条の2関係）</p>

	<p>(4) 職員に対する感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めなければならないよう規定する。 (第14条関係)</p> <p>(5) 安全計画の策定等に係る経過措置として、令和5年度の間は改正後の第7条の2の規定の適用については努力義務と規定する。 (附則第4項関係)</p>
市民への影響等	放課後児童クラブは市内に5施設該当する。新型コロナウイルス感染症の流行により令和4年7月に休室を余儀なくされた経緯もあり、今後の非常時にあっても業務継続計画を策定し、非常時の体制等を明確にしておくことで継続した業務の提供を図ることができる。
施行日	公布の日（適用日：令和5年4月1日）
備考	